

徳島県議会規則第一号

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十九日

徳島県議会議長 元 木 章 生

徳島県議会会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会会議規則（昭和五十四年徳島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百九条」を「第百十条」に、「第百十条―第百十六条」を「第百十一条―第百十七条」に、「第百十七条―第百二十三条」を「第百十八条―第百二十四条」に、「第百二十四条―第百二十七条」を「第百二十五条―第百二十八条」に、「第百二十八条」を「第百二十九条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に、「第百三十条・第百三十一条」を「第百三十一条―第百三十三条」に改める。

第七条中「すべて」を「全て」に改める。

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って決める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第二十条中「かえる」を「代える」に改める。

第三十一条第三項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第三十七条第一項中「聞き」を「聴き」に改める。

第三十八条中「まつて」を「待つて」に改める。

第四十九条第一項、第五十条第一項ただし書及び第五十三条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

第六十六条中「場所」の下に「（徳島県議会委員会条例（昭和三十四年徳島県条例第十二号）第十三条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨）」を加える。

第六十九条中「出席」の下に「（徳島県議会委員会条例第十三条の二第一項に規定するオンラインによる方法による発言その他の行為を含む。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改める。

第八十八条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第百三十一条を第百三十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百三十一条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、

図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条（日程の作成及び配布）、第三十九条（委員長及び少数意見の報告）第三項、第六十四条（答弁書の提出等）第二項、第六十五条（文書による質問）第四項、第九十一条（請願文書表）第一項（第九十五条（陳情の処理）の規定により請願の例による場合を含む。）及び第二百二十六条（会議録の配布）の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長

が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第三百三十二条 この規則の規定（第二十八条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第一項（第八十五条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第三百三十条を削り、第十七章中第二百二十九条を第三百三十条とし、第十六章中第二百二十八条を第二百二十九条とし、第十五章中第二百二十七条を第二百二十八条とし、第二百二十四条から第二百二十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十四章中第二百二十三条を第二百二十四条とし、第二百七条から第二百二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十三章中第二百十六条を第二百七条とし、第二百十三条から第二百十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三百十二条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を受けたとき」を「会議への出席に必要なと認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条を第二百十三条とし、第二百十一条を第二百十二条とし、第二百十条を第二百十一条とし、第十二章中第二百九条を第二百十条とし、第二百八条の次に次の一条を加える。

（資格決定の通知）

第二百九条 法第二百七条第三項の規定において準用する法第一百八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

別表中「第二百二十八条」を「第二百二十九条」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。